

# 訪問看護及び予防訪問看護重要事項説明書

(令和 4 年 5 月 26 日現在)

指定訪問看護サービス・指定介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護等」という）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

## 1. 事業者の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 法人名   | 株式会社ALIVE        |
| 所在地   | 東京都品川区中延 5-11-25 |
| 電話番号  | 03-6426-8154     |
| 代表者氏名 | 代表取締役 高倉 圭純      |
| 設立年月日 | 令和 4 年 5 月 26 日  |

## 2. 事業所の概要

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 事業所の種類   | 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護            |
| 事業所の名称   | 訪問看護ステーション アライブ              |
| 所在地      | 東京都品川区中延 5-11-25 ハウス HM A 号室 |
| 介護保険指定番号 | 1360990509 (R4 年 8 月 1 日指定)  |
| 代表者名     | 高倉 圭純                        |
| 電話番号     | 03-6426-8154                 |
| サービス提供地域 | 品川区、大田区、目黒区、世田谷区             |

## 3. 営業日時

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 営業日 | 月～金 9:00～18:00            |
| 休日  | 土・日曜・祝日 年末年始（12月30日～1月4日） |

## 4.事業目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。

## 5.職員体制と職務内容

| 職種        | 常勤 | 非常勤 | 職務内容              |
|-----------|----|-----|-------------------|
| 看護師（管理者）  | 1名 | 名   | 従事者の管理及び業務の一元的な管理 |
| 看護師（正看護師） | 5名 | 名   | 訪問看護サービスの提供       |

## 6.事業の運営方針

- ① 事業所は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
- ② 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 緊急時は迅速かつ柔軟な対応ができる体制を整備します。
- ④ サービス提供にあたり、主治医との密接な連携体制のもと、個別性に応じた訪問看護計画に基づき、適切に実施します。

## 7.サービス提供内容

訪問看護等は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、そのお宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し心身の機能の維持回復を図るサービスです。

### ①看護・医療処置行為

- ・ バイタルチェック（視診・聴診等を含む）
- ・ 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴・手浴など）
- ・ 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
- ・ 創傷及び褥瘡処置・人工肛門・人工膀胱管理
- ・ 経鼻チューブ・胃瘻管理・尿道留置カテーテル・自己導尿管理
- ・ 在宅酸素療法管理・在宅人工呼吸器管理・喀痰吸引・管理・点滴・注射管理
- ・ 排泄管理（浣腸・摘便・排便コントロール）フットケア、浮腫に対するケア等

### ②リハビリ援助行為

- ・ 拘縮予防・歩行訓練
- ・ 言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
- ・ 認知予防指導（趣味の活用・リハビリテーションなど）

### ③介護者に対して

- ・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導
- ・ 室内環境整備・安全対策の助言や提案
- ・ 感染症に対する対応方法など
- ・ 介護者の健康相談・助言

## 8.交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

但し、夜間緊急時訪問の場合は、以下のとおり交通費をご負担いただきます。

- ・ 交通費（電車・タクシー）を別途実費でご請求させていただきます。
- ・ 当事業所を基点として、半径2 kmまで1,500 円、4 kmまで3,000 円（以降、半径2 km毎に1,500 円を加算）の交通費を頂きます。

## 9.利用の変更・追加

サービス利用の変更や追加が可能です。申し出に対して、訪問看護師の稼働状況によりスケジュールの調整を協議致します。

急変対応、悪天候、他利用者との調整により訪問時間の調整をさせて頂くことがあります。あらかじめご了承下さい。

## 10.利用料金

①介護保険からの給付サービスを利用する場合は、厚生労働大臣の定める額とし、負担割合（1～3割）に応じた料金をお支払い頂きます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります（別紙料金表参照）。

### ②料金のお支払方法

サービス提供翌月26日が支払期日となります。以下のお支払い方法となります。

- ・ 銀行の指定口座からの自動引き落とし
- ・ 指定口座へのお振り込み（手数料はご負担頂きます）
- ・ 集金

## 1 1.キャンセル料その他の費用

サービスをキャンセルされる場合のご連絡先 (03-6426-8154)

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合はサービス利用の当日 9 時までには上記連絡先にご連絡いただくか、事前に担当看護師にお申し付けください。

サービス当日 9 時以降までにご連絡がない場合は以下のキャンセル料が発生します。

|                  |         |
|------------------|---------|
| サービス利用当日の朝 9 時以降 | 1,000 円 |
|------------------|---------|

但し、利用者様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は頂きません。

- ・ 自費サービス（通院同行等） 全額自己負担
- ・ エンゼルケア（在宅での死亡診断後の処置）（10,000 円）
- ・ 記録の閲覧及び写しの交付 （50 円/ 1 枚）

※サービス実施に必要な衛生材料は、利用者の実費負担となります。

## 1 2.損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、故意又は過失により利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に過失がある場合は、賠償額を減じることができます。

## 1 3.緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者には病状の急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

夜間や休日等に容態の急変や緊急の場合は緊急電話のご利用などあらかじめ担当の看護師と対処方法についてご相談下さい。

## 1 4.感染症などの対応について

ご本人・家族の方が発症された場合は速やかにご連絡ください。スタッフによる媒介を防ぐ目的で訪問を控えさせていただく、又は訪問日時を調整させていただく場合があります。

スタッフの発症については代替りの者が訪問させていただく場合やキャンセルさせていただく場合がありますのでご了承ください。

## 15. 苦情・相談窓口

当社が提供しているサービスに関するご相談・要望・苦情などは、当社の総合相談窓口で受け付けています。あるいは、公的機関の窓口にも相談することができます。

### 《当社の総合相談窓口》

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 窓口名称 | 訪問看護ステーション アライブ          |
| 担当者  | 代表取締役 高倉 圭純<br>管理者 高倉 圭純 |
| 電話番号 | 03-6426-8154             |

### 《苦情への対応について》

事業者が、利用者に対して、自ら提供した訪問看護サービスに係る苦情を受けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- ① 苦情の受付
- ② 苦情内容の確認
- ③ 苦情解決責任者などへの報告
- ④ 利用者への苦情解決に向けた対応の実施
- ⑤ 再発防止、及び改善の実施
- ⑥ 利用者への苦情解決結果の説明・同意
- ⑦ 苦情解決責任者への最終報告

## 17. 接待・謝礼・贈答品のお断り

当事業所ではご利用いただく皆様方へのご負担、感染予防という趣旨から、接待及び謝礼や贈答品などの供与につきましては固くお断りいたします。

## 18. 医療費控除について

訪問看護サービスは医療費控除の対象となります。

領収書は大切に保管くださるようお願いいたします。領収書の再発行はいたしません。

## 19. 介護保険法の改正について

国の定める「介護給付費（介護報酬）」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」などの改正があった場合、当社の料金体系及び人員、設備及び運営に関する基準は国が定める「介護給付費（介護報酬）」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」などに準拠するものとします。

## 2 1.第三者評価等の実施状況

外部評価機関より評価を受け、サービスの向上や改善を目的とし、適切なサービス提供を行うための第三者評価を実施しています。

|                   |         |        |                   |
|-------------------|---------|--------|-------------------|
| 第三者による評価<br>の実施状況 | 1    あり | 実施日    | 令和5年9月30日         |
|                   |         | 評価機関名称 | 日本ケアマネージャー協会      |
|                   |         | 結果の開示  | ① あり      2    なし |
|                   | 2    なし |        |                   |

【 以 下 余 白 】